

消 防 予 第 103 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課 担当
設備係
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

(用語の定義)

- 「法」・・・・・・・・・・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 「令」・・・・・・・・・・消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
- 「40 号省令」・・・・・・特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）
- 「156 号省令」・・・・・・特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）
- 「2 号告示」・・・・・・特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成 17 年消防庁告示第 2 号）
- 「3 号告示」・・・・・・特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成 17 年消防庁告示第 3 号）
- 「41 号通知」・・・・・・令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和 50 年 4 月 15 日付け消防予第 41 号、消防安第 41 号）
- 「188 号通知」・・・・・・特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について（平成 17 年 8 月 12 日付け消防予第 188 号）
- 「特定共同住宅等」・・・・40 号省令第 2 条第 1 号に規定する防火対象物をいう。
- 「住戸利用施設」・・・・令別表第 1（5）項イ並びに（6）項ロ及びハ（同表（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。）の用途に供される部分をいう。
- 「各独立部分」・・・・・・構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることが出来るものをいう。

問1 主たる用途である令別表第1(5)項口以外の用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%以下、かつ、300㎡未満であることにより、41号通知記1.(2)に基づき、令別表第1(5)項口としてみなされている部分(以下「従属的な部分」という。)が存する特定共同住宅等の一部を住戸利用施設として使用し、従属的な部分と住戸利用施設との床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%を超える又は300㎡以上となることにより、40号省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等の要件に適合しなくなる場合であっても、以下の全ての要件を満たすときは、令第32条の規定を適用し、40号省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置を認めてよいか。

- 1 当該防火対象物の各部分が、40号省令(第2条第1号の規定を除く。)及び火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準(2号告示)に適合すること。この場合において、従属的な部分は40号省令第2条第2号に規定する住戸(令別表第1(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる用途に供される各独立部分を除く。)とみなして当該規定を適用すること。
- 2 住戸利用施設の各独立部分の床面積が、いずれも100㎡以下であること。
- 3 令別表第1(5)項ロに掲げる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上であること。
- 4 従属的な部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%以下、かつ、300㎡未満であること。
- 5 従属的な部分は、床面積150㎡以内ごとに2号告示第3第3号に規定する基準に適合する構造で区画されていること。

(答) 差し支えない。

この場合において、従属的な部分の用途は令別表第1(5)項ロとしてみなされるものではないため留意されたい。

問2 延べ面積が 300 m²以上 500 m²未満の長屋式住宅の一部を令別表第1

(5) 項イに掲げる用途として使用することにより、同表(16) 項イに掲げる防火対象物(同表(5) 項イ及び一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。))の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(5) 項イに掲げる用途に供される部分の床面積の合計が 300 m²未満のものに限る。)となった場合、令第32条の規定を適用し、特定小規模施設用自動火災報知設備を156号省令第3条第2項及び第3項の規定の例により設置してよいか。

(答) 差し支えない。

この場合において、当該防火対象物は156号省令第2条第1号ハに掲げる防火対象物とみなし、同省令第3条第2項第2号ハに掲げる場所にも感知器を設置すること。

問3 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設における本体施設の分園として民間住宅等を活用して運営される地域小規模児童養護施設(「地域小規模児童養護施設の設置運営について」(平成12年5月1日付け児発第489号・厚生省児童家庭局長通知)中、地域小規模児童養護施設設置運営要綱で定めるものをいう。)は、本体施設と同じ用途である令別表第1(6) 項ハ(3)として取り扱ってよいか。

また、小規模なグループによる養育を行うために児童養護施設等における本体施設の敷地外に存する分園として運営される分園型小規模グループケア(「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成17年3月30日付け雇児発第0330008号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)中、児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱で定めるものをいう。)についても、同様の考え方により、本体施設と同じ用途(例えば、児童養護施設における分園型小規模グループケアにあつては、令別表第1(6) 項ハ(3))として取り扱ってよいか。

(答) 前段、後段ともお見込みのとおり。